

【想定出題趣旨速報】 2027年度 早稲田大学ロースクール入試 下3法

作成：The Law School Times 編集部

【商法】

1. 総評

本問は、公開会社における第三者割当増資を題材として、募集株式の発行差止め及び新株発行無効の訴えについての理解を問うものである。特に、支配権争いの局面で行われた著しく低額な第三者割当てについて、①有利発行に必要な株主総会決議を欠くこと、②著しく不公正な方法による発行に当たること、③募集事項の公示を欠くことが、それぞれ①②については発行前、③については発行後の救済との関係でどのような意味を有するかを区別して論じることが求められる。

2. 具体的検討

設問1では、Bが本件新株発行の効力発生前にこれを差し止めるため、会社法210条に基づく募集株式発行差止請求をすることが考えられる。まず、払込金額が1株5万2000円である一方、甲社株式の評価額はどのような評価方法によっても1株10万円を下回らないことから、「特に有利な金額」（199条3項）による発行に当たるとを指摘し（最判平成27年2月19日参照）、公開会社であっても株主総会の特別決議を要するにもかかわらず（201条1項、199条3項、199条2項、309条2項5号）、取締役会決議のみで発行を決定した点が210条1号の「法令又は定款に違反する場合」に当たるとを論じる必要がある。

さらに、本件では、BとAらとの間で経営方針をめぐる対立が生じ、AらがBを甲社の支配から排除しようと考えて乙社に出資を要請している。そこで、本件新株発行が210条2号の「著しく不公正な方法」による発行に当たることが問題となる。いわゆる主要目的ルール（東京高判平成16年8月4日、東京地決平成16年7月30日）を踏まえ、資金調達等の正当な事業目的と、特定株主の持株比率を低下させ支配権を奪う目的とのいずれが主要な目的であるかを、発行株式数、払込金額、発行前後の持株比率、Aらの意図等の具体的事実から評価することが求められる。

設問2では、発行後の救済として、新株発行無効の訴え（828条1項2号）が問題となる。ここでは、設問1で差止事由となった瑕疵が、そのまま当然に無効原因となるわけではない点を正確に区別することが重要である。有利発行について株主総会決議を欠いたことや、著しく不公正な方法による発行であることのみでは、公開会社における新株発行の無効原因とはならないとする判例の立場を踏まえる必要がある。

本件では募集事項の公示がされていない。そこで、最判平成9年1月28日の判例法理に従い、公示欠缺により株主が会社法210条の差止請求をする機会を奪われた場合には、仮に差止請求をしても差止事由がなく認められなかったといえる場合を除き、新株発行の無効原因となることを示す必要がある。本件では設問1のとおり、有利発行及び著しく不公正な発行という差止事由が存在するため、公示欠缺を理由として無効が認められるとの結論を導くことが期待される。

3. 考察

本問では、同じ瑕疵であっても、発行前の差止めと発行後の無効では扱いが異なることを理解できているかがポイントとなる。特に設問2で、有利発行や不公正発行を直ちに無効原因としてしまうと、判例の理解を欠くことになる。他方で、平成9年判例まで想起し、公示制度が株主の差止機会を保障するための制度であることから無効原因を導ければ、高い評価につながると考えられる。設問1では210条1号と2号を分けて処理し、設問2では828条の無効訴訟と公示欠缺の判例法理を結び付けられるかが、得点差のつくポイントになるであろう。

以上

【民事訴訟法】

・総論

債務不存在確認請求の訴えの利益に関する判例（最高裁平成16年3月25日 百選26事件）を参考にした基本的な問題である。

設問1はXがYの別訴を不適法とする理由を問う問題である。まず、Yの別訴が重複起訴（民訴法142条）となっているかという観点から検討を進めるべきである。142条の「事件」とは当事者及び審判対象の同一性を指すところ、これを指摘し、本問に当てはめていくことが求められる。Xの請求は債務不存在確認請求であるが、その審理は結局本件貸金債権の存否について及ぶことになる。そして、別訴で、本件貸金債権を請求しているため、審判対象は本訴と別訴で重なり合うことになる。また、当事者は両方ともXYであるためこの点においても同一性が認められる。したがって、重複起訴禁止原則に反するため上記主張をしていると根拠づけることが考えられる。

設問2については、Yとしては自らの訴えが重複起訴に反せず、適法である旨の主張を行うことが考えられる。そもそもYの提起する別訴は給付訴訟であり、本訴は確認訴訟である。そうすると、給付訴訟の場合には執行力があり、後者は単に権利確認を行うだけなのと比べると紛争解決の観点から優れているものと考えられる。そこで、自らの別訴が提起されることにより、本訴請求である債務不存在確認請求の訴えが却下されるべきであると主張することが考えられる。

なお、訴え却下の理由づけとして管轄選択の利益等も考えられ、この点について言及できるものについては高く評価されるものと考えられる。もっとも、この点について言及することは限られた時間の中で現実的ではないと考えられるため参考答案には紛争解決機能の観点からのみ論述することが重要である。

設問3は設問1と設問2を踏まえた上で具体的に裁判所がどのような処理をすることが適切かを理由を付して回答することが求められる。

まず、結論から考えると、設問2の反論通りに後々から訴えを提起した場合先行する債務不存在確認請求の訴えが却下されるという帰結は妥当ではない。その理由としては、反訴によって給付請求の訴えを行うことができ、これによれば矛盾判断の恐れがないため、重複起訴禁止の原則には反しない帰結が導ける。そのような手段がある以上は別訴提起を認める利益はなく（確かに管轄選択の利益などは依然として考えられるが、別訴を提起させるほどの明確な利益とはいえない）、Xの主張通り訴えを却下するという処理が妥当な結論であると解される。

・考察

設問1については、重複起訴に当たらないかという問題意識のもと検討を行うことは多くの受験生ができると考えられるため、ここが書けないとなると、厳しい戦いを強いられることとなる。

設問2についてはYの反論として、給付訴訟の紛争解決機能を持ち出すことは困難ではないが、各訴訟の基本的な機能を十分に理解した上で回答することができる受験生は多くないと思われる。不存在確認請求の訴え及び給付請求の訴えの機能は法科大学院入試、予備試験、司法試験でも頻出であるため今回十分に解答できなかったものは基本的な判例の理解に努めるべきである。

設問3については反訴請求によればよいのではないかという発想が重要になってくる。現場でこのような発想を行うことが困難であったかもしれないが、百選での言及もある有名な考え方であるため、合格ラインに乗るためにはぜひ完答すべきである。なお、回答にあたっては「論ぜよ」という問題ではなく、処理方法を聞いているため一言理由を付して明確な結論を出していれば十分である。

以上

【刑事訴訟法】

1. 総評

本問は、不同意性交致死の事案において、被害者であるVが生前に発言していた供述を内容とする、証人Aの公判廷における供述が伝聞証拠に当たるか、当たる場合に伝聞例外の適用があるかが問題となる。

2. 具体的検討

設問(1)については、伝聞証拠の趣旨を論じたうえで、伝聞証拠は何かについて規範を定立したい。そのうえで、当該規範に当てはめる形で、要証事実及び立証趣旨を定め、供述から導かれる推認過程を丁寧に論じたい。

設問(2)については、(1)で定立した規範を用いて伝聞証拠に当たるのかを丁寧に論じていきたい。

3. 考察

設問ごとに、検察官の証人尋問請求の目的が定められているため、これらを前提に立証趣旨、要証事実は何かを判断した上で、伝聞法則の適否を丁寧に論じていく必要がある。本年度の中央大学法科大学院入試においても同様の出題がされていたため、受験生はよく復習してほしい。

以上